

## 平成29年度 地域活性化雇用創造プロジェクト 中小企業人材確保のための専門家派遣事業実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、公益財団法人三重県産業支援センター(以下「支援センター」という。)が、三重県からの委託を受けて実施する地域活性化雇用創造プロジェクトにおける「中小企業等の人材確保支援事業」において、人材確保ができない県内企業に対して専門家等を派遣し、具体的な改善指導を行うことで、県内企業の雇用機会の拡大に向けた取組を支援することを目的とする。

### (対象事業者)

第2条 本事業の対象となる事業者は、三重県地域活性化雇用創造プロジェクトで指定する対象業種に該当する図1に掲げる業種の企業であって、以下の条件をすべて満たした法人及び個人事業主(以下「事業主等」という。)とする。

- (1) 雇用保険適用事業所の事業主等であること。
- (2) 検査に協力する事業主であること(検査に必要な見積書・発注書・請求書等の整備保管と必要な書類の提出、現地検査受入等)。
- (3) 厚生労働省が実施している雇用関係助成金及び各省庁が実施している助成金等について、過去3年間不正受給をしていない事業主等であること。
- (4) 労働保険料を滞納していない事業主等であること(支給申請した年度の前年度より前の年度の労働保険料を滞納していないこと)。
- (5) 税務署が発行する納税証明書(消費税及び地方消費税)及び県税事務所が発行する納税証明書において滞納していないことが確認できる事業主等であること。
- (6) 支給申請日の前日から過去1年間に労働関係法令の違反を行っていない事業主等であること。
- (7) 性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業、またはこれらの営業の一部を受託する営業を行っていない事業主等であること。
- (8) 三重県の定める「三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱」(以下「暴力団等排除要綱」という。)の別表に該当しないこと。
- (9) 支給申請日、又は支給決定日の時点で倒産していない事業主等であること。

### (図1)

食料品製造業、情報サービス業、飲食料品小売業、宿泊業、飲食店  
飲料・たばこ・飼料製造業、木材・木製品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業、  
なめし革・同製品・毛皮製造業、窯業・土石製品製造業、その他の製造業、通信業、放送業、インタ-  
ネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業、電気業、鉄道業、道路旅客運送業、道路貨  
物運送業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業、各種商品小売業、織物・衣服・身の周り品小売業、  
その他の小売業、無店舗小売業、持ち帰り・配達飲食サービス業、洗濯・理容・美容・浴場業、その  
他の生活関連サービス業、娯楽業、その他の事業サービス業

#### (専門家の派遣申請)

第3条 前条に規定する事業主等のうち、専門家による診断・助言を希望する者は、支援センター理事長（以下「理事長」という。）に専門家派遣申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 派遣申請の募集期間は、平成30年1月31日（水）までとする。

#### (派遣専門家の制限)

第4条 派遣する専門家（以下「派遣専門家」という。）は、次の各号の一に該当しない者とする。

- (1) 支援企業における役員等経営陣の4親等以内の親族である者
- (2) 支援企業の発行済み株式の総数、出資口数の総数若しくは出資価額の総額の50%以上に相当する数若しくは額の株式又は出資を所有する企業に在籍する者
- (3) 発行済み株式の総数、出資口数の総数若しくは出資価額の総額の50%以上に相当する数又は額の株式若しくは出資を、支援企業が所有する企業に在籍する者
- (4) 支援企業との間で、継続して診断・助言を受ける契約（顧問契約等）を結んでいる者

#### (派遣回数、支援時間)

第5条 支援企業に対する専門家派遣回数は、5回を限度とする。

2 専門家派遣における1回の支援時間は3時間以上とする。

3 専門家の派遣期間は、平成30年2月28日（水）までとする。

#### (支援企業の決定)

第6条 理事長は、専門家派遣申請書の提出があったときは、次の各号に該当するか適否を審査し、支援企業を決定するものとする。この場合、必要に応じて当該申請者に対する聞き取り等調査を行うものとする。

- (1) 第2条の規定に合致していること。
- (2) 専門家派遣により、支援の効果が期待できる状況であると判断されること。
- (3) その他理事長が必要と認める事項

#### (専門家の派遣)

第7条 理事長は、専門家の派遣にあたっては、分野、専門性の程度、期待される効果等を考慮して、申請者の提案・希望による専門家または、登録専門家から派遣する専門家を決定するものとする。

2 理事長は、派遣専門家を決定したときは、専門家派遣による支援依頼書（様式第2号）により依頼するとともに、専門家からの受諾確認後、対象企業に専門家派遣決定通知書（様式第3号）をもって通知する。

#### (支援企業、派遣専門家の責務)

第8条 支援企業は、あらかじめ資料等を準備し、派遣専門家が効率的で効果的な支援を実施できるよ

- うに環境整備に努めなければならない。
- 2 派遣専門家は、支援企業の経営課題を的確に分析し、効率的で効果的な支援を実施しなければならない。
  - 3 派遣専門家及び支援企業は、専門家派遣業務に関して理事長から報告等の求めがあったとき、または指示があった場合、速やかに対応しなければならない。

#### (決定事項の変更及び中止)

- 第9条 支援企業は、専門家派遣の決定を受けた内容に、変更又は中止の必要が生じた場合は、ただちに支援センターに対し、報告、相談しなければならない。
- 2 前項の報告、相談を受けた支援センターは、支援企業等に必要な指示を出し、適切に処理するものとする。

#### (派遣専門家の業務報告)

- 第10条 派遣専門家は、支援企業と支援計画の打ち合わせを行い、速やかに支援予定表(様式第4号)を理事長に提出するものとする。
- 2 派遣専門家は、各回の診断・助言を実施した後、5日以内に支援業務報告書(様式第5号)を理事長に提出するものとする。
  - 3 派遣専門家は、診断・助言がすべて完了した後、7日以内に支援業務総括報告書(様式第6号)を理事長に提出するものとする。

#### (派遣専門家の義務)

- 第11条 派遣専門家は、専門家派遣業務により職務上知り得た秘密を漏らし、または自己の利益のために利用してはならない。

#### (支援企業の報告)

- 第12条 支援企業は、派遣専門家による診断・助言がすべて完了した後、7日以内に専門家派遣結果報告書(様式第7号)を理事長に提出するものとする。

#### (経費負担)

- 第13条 専門家派遣を受けた対象企業の専門家派遣に関する下記(1)および(2)の経費はセンターが負担するものとする。
- (1) 派遣専門家への謝金(派遣1回あたり30,000円)
  - (2) センターの規定により算出した専門家派遣に係る旅費
- 2 前項の規定による実施が困難な場合には理事長と協議するものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるものの他、本事業の実施に関して必要な事項は理事長が別に定める。

附則

平成29年 9月 1日施行